

## 岡山大学授業料免除及び徴収猶予等取扱規程

〔平成16年4月1日〕  
岡大規程第36号

改正 平成17年3月24日規程第2号  
平成18年2月9日規程第4号  
平成18年6月29日規程第70号  
平成20年3月31日規程第53号  
平成23年3月31日規程第13号

(趣旨)

第1条 この規程は、岡山大学学則（平成16年岡大規則第2号。以下「学則」という。）第56条及び岡山大学大学院学則（平成16年岡大規則第3号。以下「大学院学則」という。）第48条に基づき岡山大学（以下「本学」という。）における授業料の免除及び徴収猶予等に関する取扱いについて、他の法令又は特別の定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象学生)

第2条 授業料の免除、徴収猶予及び月割分納は、学部、大学院、専攻科及び別科（以下「学部等」という。）の学生（聴講生、研究生等を除く。）を対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、第6条第2号及び第3号の規定については、聴講生、研究生等も対象とする。

(許可)

第3条 前条の学生に対する授業料の免除、徴収猶予及び月割分納については、学長がこれを許可する。ただし、第4条第1項、第5条及び第7条に該当する場合は、学生支援センター運営委員会の議を、第4条第2項に該当する場合は、役員会の議を経るものとする。

(免除)

第4条 経済的理由により納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合は、授業料を免除することができる。

2 前項の規定に関わらず、学業等が優秀と顕著に認められ、かつ、学長が特に必要と認める場合は、授業料を免除することができる。

3 免除は、各期ごと、所定の期限までに受理した申請に対し、当該期分の授業料について、第1項にあってはその全額又は半額、前項にあっては全額を免除するものとする。

第5条 次の各号に該当する特別な事情により納入が著しく困難であると認められる場合は、当該事由の発生した日の属する期の翌期及び翌々期に納入すべき授業料を免除することができる。ただし、当該事由発生の時期が当該期の授業料の納入期限以前であり、かつ、当該学生が当該期分の授業料を納入していない場合においては、当該期分の授業料を免除することができる。

一 授業料の各期ごとの納期前1年以内において、学生の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

二 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

2 前項による免除は、各期ごとの授業料納入期限までに受理した申請に対し、全額又は半額を免除する。

第6条 休学、死亡等やむを得ない事情があると認められる次の各号に該当する場合の授業料については、これを免除することができる。

一 休学を許可された場合は、月割計算による休学当月の翌月から復学当月の前月まで

## の授業料

- 二 死亡又は行方不明のために除籍した場合の当該学生に係る未納の授業料
- 三 授業料の未納を理由として除籍した場合の当該学生に係る未納の授業料
- 四 授業料徴収猶予の許可を受けている学生が、願いにより退学を許可された場合は、月割計算による退学の翌月以降の授業料

### (徴収猶予)

第7条 経済的理由によって納入期限までに授業料の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合は、当該年度の2月末日まで授業料の徴収を猶予することができる。

2 前項による徴収猶予は、各期ごとの授業料納入期限までに受理した申請に対し、当該期分の授業料について行うものとする。

第8条 行方不明等やむを得ない事情があると認められる次の各号に該当する場合には、授業料の徴収を猶予することができる。

- 一 行方不明の場合
- 二 学生又は学資負担者が災害を受け納入が困難と認められる場合
- 三 その他やむを得ない事情があると認められる場合

### (月割分納)

第9条 経済的理由により授業料の納入が困難な場合は、月割分納をすることができる。

2 前項による月割分納は、授業料年額の1/2分の1に相当する額とし、毎月20日までに納入するものとする。

### (申請手続)

第10条 授業料の免除(第4条第2項によるものを除く。)、徴収猶予及び月割分納を申請しようとするときは、所定の申請書(別紙様式1又は2)に次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、その年度内に再び申請しようとするときは、添付書類は、省略することができる。

- 一 家庭状況調書
- 二 学資負担者の所得の証明書
- 三 学資の支弁が困難であると認定することができる市区町村長の証明書又は罹災実情証明書
- 四 第8条第1号及び第3号を事由とするものについては、前3号までの添付書類を省略し、その事実を認定する市区町村長の証明書

2 第4条第2項による授業料の免除を申請しようとするときは、所定の申請書(別紙様式3)を提出するものとする。

### (申請中の取扱い)

第11条 授業料の免除、徴収猶予及び月割分納を申請した者に係る授業料は、当該申請を許可し、又は不許可とするまでの間、徴収を猶予する。ただし、その期間中に退学する場合は、退学が許可されるまでの間に当該期分の授業料を納入しなければならない。

2 授業料の免除、徴収猶予及び月割分納を申請した者が、前項の期間中に学則第58条又は大学院学則第49条の規定による懲戒を受けた場合は、当該申請を無効とする。

### (申請理由の消滅)

第12条 授業料の免除、徴収猶予及び月割分納を申請した者で許可の決定後申請理由が消滅した場合は、速やかに届け出るものとする。

### (許可の取消)

第13条 前条による届出がなされた場合は、その許可を取り消すことがある。

第14条 申請書記載事項に虚偽不正の事実がある場合及び許可に係る学期中に学則第58条又は大学院学則第49条の規定による懲戒を受けた場合は、その許可を取り消すものとする。

第15条 第13条又は第14条の規定による許可の取消は、第4条第1項及び第5条に

該当する場合は学生支援センター運営委員会の議を、第4条第2項に該当する場合は役員会の議を経るものとする。

- 2 前項の規定により授業料の免除又は徴収猶予の許可を取り消された者は、学長が指定する日までに当該期分の授業料を納入しなければならない。ただし、申請理由が消滅したことにより許可を取り消された者は、申請理由が消滅した日の属する月から当該期末までの授業料を月割計算により納入するものとする。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

別紙様式1（第10条関係）

授業料免除申請書

平成 年 月 日

岡山大学長 殿

学 部

学 科

修士・博士前期

研究科

専 攻

博士・博士後期 課程

専門職学位

平成 年 月 入学・編入学  
年次

フリガナ  
氏 名

このたび下記理由により平成 年度 期分授業料を免除していただきたく  
関係書類添付の上、申請いたします。

記

理 由

別紙様式2（第10条関係）

授業料徴収猶予申請書  
月割分納

平成 年 月 日

岡山大学長 殿

学 部

学 科

研究科

専 攻

修士・博士前期  
博士・博士後期 課程  
専門職学位

平成 年 月 入学・編入学  
年次

フリガナ  
氏 名

このたび下記理由により平成 年度 期分授業料の徴収を猶予，月割分納  
していただきたく関係書類添付の上，申請いたします。

記

徴収猶予期限 平成 年 月 日まで（徴収猶予申請者のみ記入）

理 由

別紙様式3（第10条関係）

成績優秀学生の授業料免除申請書

平成 年 月 日

岡山大学長 殿

|     |     |            |
|-----|-----|------------|
| 学 部 | 学 科 | 修士・博士前期    |
| 研究科 | 専 攻 | 博士・博士後期 課程 |
|     |     | 専門職学位      |

平成 年 月入学  
年次

フリガナ  
氏 名

このたび成績優秀学生の授業料免除候補者として決定されましたので、平成 年度  
期分授業料の免除を申請いたします。